

高齢者施設のあれこれ（3） 「特養」ってどんなところ？

高齢者向け施設には、数多くの種類があり、それぞれに特長があります。その中でも「特養」と呼ばれる施設は、よく名前を聞くわりに、一般の方々にはその実態があまり知られていないのではないかと思います。

「特養」は、老人福祉法上の正式名称を「特別養護老人ホーム」といい、介護保険の制度上は「介護老人福祉施設」と呼ばれています。3つの呼び方はどれも同じ施設の種類のことです。

「介護付」「住宅型」といった「有料老人ホーム」が民間の施設で、非営利の団体だけでなく株式会社でも設置主体になれるのと違って、「特養」の設置主体のほとんどが地方公共団体か社会福祉法人で、営利法人は認められません。

「特養」とは、常時介護を必要とする高齢者のための生活施設であり、入所者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するところです。

「常時介護を必要とする高齢者」を対象としているため、原則として介護保険の要介護認定で「要介護3」以上にならないと、入所することが出来ません。

その歴史は古く、昭和38年の老人福祉法制定時に創設されたため、昔、一部で存在した劣悪な環境の「養老院」のようなイメージを持たれてしまうこともあります。平成12年に介護保険制度が始まって介護保険制度に組み込まれてからは、ユニット型個室の清潔感のある施設となっている特養がほとんどです。サービスも充実しており費用も安く、終の住み家として終身にわたり利用できることから、大変人気があり、数百人の入所待機者がいるところもあるそうです。

「特養」への入所申込については、地方自治体ごとに取りまとめていることが多く、満床の場合は、自治体内の数か所の「特養」に申し込みを行って、待機をすることとなります。実は、数百人の待機者がいるといった場合、このように複数の特養に同時に申し込んでいるケースが多い他、待機中にお亡くなりになったり、別の有料老人ホームなどへの入居が決まったりしても、入所申込の取り下げをしていないケースも多いそうです。ですから実際には、それほど待機人数が多い訳ではないということもよくあります。

最近では、高齢者向け施設を探るとき、「老人ホーム紹介会社」を使う人が多くなっています。情報をたくさん持っているので、比較検討の際にとっても便利です。ただ、老人ホーム紹介会社は、私の知る範囲では、公的な介護施設である「特養」の紹介は対象外です。そのため、本来であれば「特養」に入所できる「要介護3」以上の高齢者が、「特養」入所という選択肢を知らずに、安価な有料老人ホームに入居を決めるという例も多いようです。

それぞれの高齢者向け施設の特長や入居の条件を、心も身体もお元気なうちにしっかりと理解しておくことが重要です。

つづく

